

短期入所生活介護重要事項説明書

<2024年 8月 1日 現在 >

1. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

当事業は、短期入所介護サービス計画に基づき可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、また利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者(介護予防にあっては要支援者)に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営方針

当事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定短期入所介護サービスの提供に努めます。施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることを方針とします。

2. ショートステイセンター 愛の里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイセンター愛の里		
所在地	長崎県雲仙市愛野町乙2288番地4		
介護保険指定番号	短期入所生活介護	(長崎県	4272400716号)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	兼務	非常勤	計
施設長	社会福祉施設長資格 社会福祉士	1名			1名
医師				1名	1名
事務長兼生活相談員	介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉主事	1名			1名
生活相談員補佐兼 介護支援専門員	介護支援専門員	2名	2名		2名
管理栄養士	管理栄養士	1名			1名
機能訓練指導員	作業療法士	1名			1名
事務職員		1名		1名	2名
介護・看護職員	看護師	2名		1名	3名
	准看護師	1名			1名
	介護福祉士	22名			22名
	その他	7名		1名	8名
	介護助手			2名	2名
	営繕	1名			1名
調理員	調理師	3名			3名
	その他	1名		3名	4名
歯科衛生士	歯科衛生士			1名	1名

(3) 同施設の設備の概要

利用定員	専用居室型10名(短期)	空床型(短期)
	専用利用	空床利用
居室 1人部屋	10室 (1室10.728㎡)	5室 (1室10.728㎡)
共同生活室	1室 (1室49.72㎡)	5室 (1室48.07㎡)
浴室	1室 (1室 4.08㎡)	5室 (1室 4.08㎡)
浴室の脱衣室	1室 (1室 2.64㎡)	5室 (1室 2.64㎡)
	共用利用	
特浴	1室 (1室23.16㎡)	1階
特浴の脱衣室	1室 (1室23.16㎡)	1階
事務室	1室 (1室69.91㎡)	1階
相談室	1室 (1室 7.20㎡)	1階
施設長室	1室 (1室12.0㎡)	1階
医務室	1室 (1室16.9㎡)	1階
厨房	1室 (1室105.61㎡)	1階
機能回復室	1室 (1室36.60㎡)	1階
多目的室	1室 (1室24.36㎡)	1階
会議室	1室 (1室69.33㎡)	1階
家族控室(和室)	1室 (1室16.89㎡)	1階

(4) 主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1.医師	火・金曜日(16:00~17:00)
2.介護職員	標準的な時間帯
	早1: 7 : 00 ~ 16 : 30
	早2: 7 : 30 ~ 17 : 00
	日1: 8 : 00 ~ 17 : 30
	日2: 9 : 00 ~ 18 : 30
	遅1: 9 : 30 ~ 19 : 00
	遅2: 12 : 00 ~ 21 : 30
夜勤: 21 : 30 ~ 7 : 00	
3.看護職員	標準的な時間帯
	日1: 8 : 00 ~ 17 : 30
	遅1: 9 : 30 ~ 19 : 00
4. 管理栄養士	標準的な時間帯
	日1: 8 : 00 ~ 17 : 30

3. サービス内容

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。また、地元で生産加工された食材を積極的に取り入れ、地産地消に取り組んでおります。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員（作業療法士）による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護の初日に健康チェックを行います。 ・また、身体状況等により随時、健康チェックを行います。 ・緊急等必要な場合には主治医又は協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 (当施設の協力医療機関) 所属病院：愛野記念病院
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員
社会生活上 の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主なレクリエーション行事 月1回の誕生会、初詣、花見ドライブ(春、秋)、海水浴、運動会等
送 迎	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状態、家族の事情等で送迎を行うことが必要と認められる場合送迎を行います。

(2) 介護保険給付外サービス

利用者の選定により提供サービス

- ① 食材費
- ② 特別な食事（寿司等の出前、お酒等）
- ③ 医師の往診等療養上の世話（午後5時30分から午前8時の間）
- ④ 送迎サービス(入院、通院、個別の外出)
- ⑤ 行事、クラブ活動

4. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料

平成30年8月以降所得により2割負担、3割負担あり

			1割負担者	2割負担者	3割負担者	
①	指定介護予防短期入所生活介護併設型ユニット型	要支援1	¥529	¥1,058	¥1,587	
		要支援2	¥656	¥1,312	¥1,968	
	指定短期入所生活介護併設型ユニット型	要介護1	¥704	¥1,408	¥2,112	
		要介護2	¥772	¥1,544	¥2,316	
		要介護3	¥847	¥1,694	¥2,541	
		要介護4	¥918	¥1,836	¥2,754	
		要介護5	¥987	¥1,974	¥2,961	
②	送迎費 通常の送迎の実施地域は、雲仙市及び南島原市、島原市の区域です。	片道あたり	¥184	¥368	¥552	
③	機能訓練加算	1日あたり	¥12	¥24	¥36	
④	個別機能訓練加算	1日あたり	¥56	¥112	¥168	
⑤	看護体制加算(Ⅰ)	*要支援者は除く	1日あたり	¥4	¥8	¥12
	看護体制加算(Ⅱ)		1日あたり	¥8	¥16	¥24
⑥	医療連携強化加算	*要支援者は除く	1日あたり	¥58	¥116	¥174
⑦	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	*要支援者は除く	1日あたり	¥18	¥36	¥54
⑧	認知症行動・心理症状緊急対応加算		1日あたり	¥200	¥400	¥600
⑨	若年性認知症利用者受入加算		1日あたり	¥120	¥240	¥360
⑩	緊急短期入所受入加算	*要支援者は除く	1日あたり	¥90	¥180	¥270
⑪	療養食加算		1食あたり	¥8	¥16	¥24
⑫	サービス提供体制加算(Ⅰ)			¥22	¥44	¥66
	サービス提供体制加算(Ⅱ)		1日あたり	¥18	¥36	¥54
	サービス提供体制加算(Ⅲ)			¥6	¥12	¥18
⑬	生活機能向上連携加算(Ⅰ)		3月あたり	¥100	¥200	¥300
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)		1月あたり	¥200	¥400	¥600
⑭	認知症専門ケア加算(Ⅰ)		1日あたり	¥3	¥6	¥9
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)			¥4	¥8	¥12
⑮	看取り連携体制加算		1日あたり	¥64	¥128	¥192
⑯	口腔連携強化加算		1月あたり	¥50	¥100	¥150
⑰	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		1月当たり	¥100	¥200	¥300
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		1月当たり	¥10	¥20	¥30

- ⑱ a,介護職員等処遇改善加算Ⅰ
 b,介護職員等処遇改善加算Ⅱ
 c,介護職員等処遇改善加算Ⅲ
 d,介護職員等処遇改善加算Ⅳ

上記の①から⑰に算定した金額の1000分の140に相当する金額
 上記の①から⑰に算定した金額の1000分の136に相当する金額
 上記の①から⑰に算定した金額の1000分の113に相当する金額
 上記の①から⑰に算定した金額の1000分の90に相当する金額

(2) その他の料金

居住費及び食費は介護保険負担限度額認定証に記載された区分ごとに負担限度額が決められています。

対象者	区分
生活保護受給者	第1段階
老齢福祉年金受給者	
本人および世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額とその他の所得合計が80万円以下で、預貯金が単身550万円、夫婦で1,550万円未満の方	第2段階
本人および世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額とその他の所得合計が80万円超120万円以下で、預貯金が単身550万円、夫婦で1,550万円未満の方	第3段階①
本人および世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入額とその他の所得合計が120万円超、預貯金が単身550万円、夫婦で1,550万円未満の方	第3段階②
世帯に課税者がいるか、市町村民税本人課税者で課税所得が160万円未満	非該当
課税所得額が160万円以上、220万円未満	現役並み所得者①
課税所得額が220万円以上、380万円未満	現役並み所得者②1
課税所得額が380万円以上、690万円未満	現役並み所得者②2
課税所得額が690万円以上	現役並み所得者②3

* 高額サービス費上限額: 第1、2段階は15,000円、第3段階は24,600円、非該当、現役並み所得者①②1は44,000円、現役並み所得②2は93,000円、現役並み所得②3は140,000円

① 滞在費

1日あたり

個室

当法人の定める利用料				
1段階	2段階	3段階①	3段階②	非該当
¥2,066	¥2,066	¥2,066	¥2,066	¥2,066
厚生労働省の定める負担限度額				
1段階	2段階	3段階①	3段階②	非該当
¥880	¥880	¥1,370	¥1,370	限度なし

② 食費

	朝	昼	夕	介護保険適用時の自己負担1日分上限額
第1段階	371	572	502	300
第2段階	371	572	502	600
第3段階①	371	572	502	1000
第3段階②	371	572	502	1300
非該当	370	593	519	限度なし

* 室内の電気料金はメーターによる実費(1Kwあたり20.57円)になります。

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(4) 支払方法

短期入所生活介護の終了後の翌月10までに請求書をお渡しいたします。26日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、窓口支払い、銀行振込のいずれかとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③ その他

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 協力医療機関

ショートステイセンター愛の里では、次の医療機関と歯科医療機関に協力をいただいております。

① 協力病院 医療法人伴帥会 愛野記念病院(全診療科目) 愛野町

② 協力歯科医院 寺田歯科医院(歯科) 愛野町

7. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

・面会 来訪者は、面会時間(8:00～21:00)を尊重し、必ずその都度「面会簿」に記入してください。宿泊を希望される場合は、職員へご連絡下さい。

・飲酒、喫煙 喫煙は所定の場所以外はお断りします。
飲酒は、食堂をご利用下さい。

- ・設備、器具の利用 …………… 施設内の備品や器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがございます。
- ・金銭、貴重品の管理 …………… 利用者がお持ちの金銭・貴重品は、鍵付きペットサイドキャビネットを使用し、各自で管理をお願いします。
なお、当施設では責任を負いかねます。
利用者本人での管理が困難な場合は、生活指導員にご相談ください。
- ・迷惑行為等 …………… 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- ・宗教活動・政治活動 …………… 施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
- ・ペット …………… 施設内でのペットの飼育はお断りします。
- ・安全の配慮 …………… 当施設内、施設周辺、廊下、各ユニット共有部分に安全、見守りのためカメラを設置させていただいております。

8. 虐待防止・不適切ケア防止の対応

- ・虐待又は虐待が疑われる不適切ケアの防止のための対策を検討する委員会開催及び虐待防止のための研修を定期的実施しています(身体拘束等不適切ケア防止のための対応も同様)。また、万一虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設長を責任者として速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認を行います。
- ・当施設は、身体拘束等の行動制限は虐待行為であると考えており、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は行いません。

9. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化や事故等があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は日本興亜損保と損害賠償保険契約を結んでおります。

11. 非常災害対策

- ・非常災害に備えるため、防災及び避難に関する計画を作成し、年2回(夜間想定含む)以上の避難訓練、その他必要な研修及び訓練等を実施しています。
- ・平常時の対応(必要物品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定しています。

- ・防災時の対応 …………… 別途定める「特別養護老人ホーム愛の里消防計画」にのっとり対応します。
- ・防災設備 …………… 自動火災報知設備、非常警報設備、火災通報装置、誘導灯、ガス漏れ報知器、非常電源設備、消火器、室内消火栓設備
- ・防災訓練 …………… 「愛の里消防計画」に基づき避難、救出その他必要な訓練を年2回以上実施します。
- ・自然災害 …………… 「事業継続計画(自然災害編)」に基づき実施します。
- ・防火責任者 …………… 溝田 貴年

12. サービス内容に関する相談・苦情

(1)利用者からの相談または苦情等に対する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ① 常時、事業所に担当者を窓口として待機させ、来所や電話による相談や苦情の対応にあたる。
- ② 担当者は基本的に生活相談員とし、不在の場合はその他従事者、または併設施設の事務担当者に対応し、その後生活相談員に連絡する。

当施設ご利用者相談・苦情担当

解決責任者	管理者	久間 英俊	
受付担当者	生活相談員	溝田 貴年	TEL 0957-36-2266

第三者委員

	連絡先	
山口陽子	雲仙市愛野町甲3928	TEL 090-7397-3574
田尻 虎夫	雲仙市愛野町甲3964-7	TEL 0957-36-2460
宮本 三平	雲仙市千々石町戊212-3	TEL 0957-37-2601

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情等が確認された場合は、早急に生活相談員が対応し、管理者に報告を行う。

対応する生活相談員は、管理者の判断により、その者の対応では不適切と考えられる場合は、管理者又は他の従事者が対応する体制をとる。

対応については、利用者等の状況により、電話・訪問・来所等の方法で苦情の内容を把握し、分析を行う。

苦情の原因を明らかにした後は、適宜その要望や苦情に応じて解決方法を検討し、再度の苦情発生の予防に配慮し、利用者及び家族に説明を行う。

(3)その他相談窓口

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

雲仙市

担当 健康福祉部福祉課 TEL 0957-36-2500

諫早市

担当 高齢介護課 TEL 0957-22-1500

島原地域

担当 広域市町村圏組合 TEL 0957-63-1111

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日、12月29日から1月3日を除く)

TEL 095-826-1599(苦情相談直通) FAX 095-826-1779

14. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 白寿会
代表者役職・氏名	理事長 久間英俊
本部所在地・電話番号	長崎県南島原市加津佐町丙1855番地2 電話:0957-87-4887
施設・拠点等	特別養護老人ホーム 5カ所
	短期入所生活介護 5カ所
	通所介護 2カ所
	訪問介護 3カ所
	在宅介護支援センター 2カ所
	居宅介護支援事業者 3カ所
	配食サービス 1カ所
	認知症対応型共同生活介護 3カ所
	認知症対応型通所介護 2カ所
	共用型認知症対応型通所介護 1カ所
	サービス付高齢者向け住宅 1カ所

15. その他

この重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 白寿会
<事業者名> ショートステイセンター愛の里
<住所> 長崎県雲仙市愛野町乙2288番地4
<代表者名> 管理者 久 間 英 俊 印

説明者 所属 ショートステイセンター愛の里
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明をうけたことについてその内容に同意します。

利用者 住所
氏名 印

(代理人・保証人) 住所
氏名 印